



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	わが国銀行業の租税負担率に及ぼす財務的要因とコーポレート・ガバナンスの影響
Author(s)	櫻田, 譲
Citation	佐賀大学経済論集, 54(4), 1-23 https://doi.org/10.34551/00023251
Issue Date	2022-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/86146
Type	journal article
File Information	sakurada_202203 (1).pdf



わが国銀行業の租税負担率に及ぼす財務的要因と コーポレート・ガバナンスの影響

櫻 田 譲*

1. はじめに

本研究では、わが国銀行業の租税負担率がいかなる要因によって決定されるのかを明らかにする。銀行業へのこだわりが無ければ、この問題意識に基づく研究は海外やわが国においても少なくなく、企業の租税負担率の決定要因を明らかにした後、分析結果の解釈として租税回避行動への言及を行う例がほとんどである。それらの研究の多くは全上場企業・全業種を分析対象とし、租税負担率の低い企業が租税回避を行っていると言及するが、本研究では分析対象を取って銀行業に絞ることで複雑な租税負担率の上昇・下降を整理し、租税負担が減少する基本的な要因を見極めたいと考える。そこで租税回避と言及される企業行動実態の解明について本研究では財務数値とコーポレート・ガバナンス（CG：Corporate Governance）状態のそれぞれを観察することで知見を導出している。

結論を先回りすれば銀行業を分析対象として租税負担の多寡を検証すると、各行の租税負担率は税法規定を遵守した結果に依るか、業種特性が表出する部分が大きく、租税回避が散見されるような状況にないと判断するに至った。具体的には繰越欠損金の活用が租税負担削減の理由の大半であるとの結論に達した。加えて業種特性について言えば保有する有価証券から計上される評価益や受取配当が益金不算入となる場面や睡眠預金引当金の繰入が損金不算入となる場面がそれぞれ一般的傾向として想起される。

これに対してCG要因が租税負担率に及ぼす影響に関する分析結果は興味深く、分析対象期間中である平成26年には改正会社法により、2名以上の独

* 北海道大学大学院経済学院

立社外取締役の選任ができない場合に理由を開示することとなった事情を踏まえる必要がある。さらに、企業による完全に自由な選択によって決定され、法的規制が及ばないCG要因にも注目した。その要因とは常務取締役相当以上の人数や取締役会の規模、そして年齢構成である。分析の結果、実はこれら企業にとって完全に自由なCG要因には租税負担率の多寡を決する一般的な傾向が認められている。こちらも結論を先回りすれば、常務級以上の役員が減少することや、取締役会の規模が縮小することに加え、最年少取締役の年齢が上がることによって租税負担が小さくなる。つまり取締役会の集権化と小型化、そして高年齢化が租税負担の削減に貢献するという。しかしながらCGの制度的側面として指名委員会を有するか否かや社外取締役の人数、そして監査役や社外監査役の人数に注目した分析では社外取締役人数が増加した場合にだけ租税負担が減少することも明らかとなった。

2. 研究の背景

2-1. ETRの単年分析と複数年分析

租税回避的傾向の発見のために租税負担の多寡を実効税率（ETR：Effective Tax Ratio）から求め、社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を放棄する稚拙なCG構成の指摘、或いはSDGsからの逸脱を検証する研究例が多く存在している。しかし半面、そもそも実効税率が租税回避を表すのかについて懐疑的立場を示す論攷が存在するのも事実ではある。そこで本節では租税回避測定指標としてETRについて言及する。まず注目するのは山下〔2010, p. 15〕であるが、それに依ると先行研究を踏まえ、実効税率が租税回避を捕捉する指標として次の様な問題点があるとまとめている。それに依ればETRについては「永久差異を生じさせる税負担削減行動を反映している一方で、分子に一時差異の情報を含んでいないために税の繰延をもたらすような税負担削減行動は反映されない」とする。

ETRは税引前当期純利益に対する税金費用の割合として算出され、それに依れば当該指標の分子は①法人税、住民税並びに事業税と②法人税等調整額の和として算出される。但し、②は正負いずれの数値もとるので、ETR

わが国銀行業の租税負担率に及ぼす財務的要因とコーポレート・ガバナンスの影響が低下して租税回避が疑われる状況とは①が小さいことの他、②が①を大きく減少させる負値であることが求められる。尤も後述する通り、納税額の複数事業年度における平準化は租税法が予定するところなので、一時差異によって引き起こされる租税負担率の変動は租税回避を示す実質的な意味がないとする考えには一定程度の説得性がある。もしもその様に考えるのであれば、一時差異の要素を取り除いた租税負担率としてETRは秀逸であると言える。

ところで法人課税理論では債務と債権の確定が法的安定性をもたらすと考え、損益金概念が構成されている。これに対して企業会計では債権債務確定主義に比し、発生主義や実現主義が優勢となるために一時差異を問題としているが、そもそも一時差異自体に租税回避の意味を見出さないとすれば、上記にて山下〔2010〕が指摘した様にETRに一時差異情報を含有しないという問題は相対的に小さくなるかも知れない。そして永久差異が納付すべき法人税額に直接影響するのだから、租税負担の低下には受取配当の益金不算入や繰越欠損金の活用が主な原因になるだろう。但し、租税負担低下の原因が受取配当の益金不算入であるとしても、法人課税理論上は二重課税排除のために行われている税務処理であるため、それが租税回避とは言えないと思料される。

またETRについて単一年度で分析を完成させるか、マルチデータ分析や複数期間でETRを平均化する等の処理が必要なのかについても検討が必要である。実際に複数年のETRを用いた検証として例えばDyrenge et al.〔2010, p. 1169〕は租税負担の削減に手腕を発揮する役員就任をイベントとし、実際の就任後にETRが下降するのか、つまり租税回避が観察されるのかを検証する際、イベント前の3期分のETRの平均値を算出し、当該数値から就任後、いかなる程度ETRが乖離するのかを観察し、租税回避を発見している。この様に3期分のETRの平均値を用いる意義は、単年度分析であれば年度毎の変動差が及ぼす影響を排除する点にある。実際、山下〔2010, p. 18〕が指摘する様に「税金支払額を数年にわたり累積してしまうため、累積期間内に反転するような税の繰延効果を測定することはできない」と言う問題に直面する。つまり還付（追徴課税）が生じた場合に実効税率は下降

(上昇) するが、その結果として租税回避の意図が観察された（租税回避の意図が消失した）などと言えるのか疑問が残る。

但しこの点について複数年で納税額を平均化するのは課税理論が要請するところであって、納税者の税務上の選択行動の結果ではない。例えば所得税法における純損失の繰越控除（所得税法第70条）や雑損失の繰越控除（同第71条）の他、平均課税（同第90条）、そして措置法には上場株式等の譲渡損失繰越控除を始めとする複数の繰越控除が存在している。繰越欠損金も同じ思考に基づくのであり、複数年の変動は租税法も予定しているため、繰越欠損金の活用は租税法の趣旨から租税回避行動ではない。従って繰越欠損金や減価償却の限度額超過、そして売上計上漏れなどはほぼ翌事業年度との関係で調整が解消する一時差異の情報が無くても、つまり ETR に依っても租税負担を捕捉する指標として信頼できるということである。しかし訴訟の提起から解決まで一時差異の発生と消滅が一定期間を要する場合、ETR に及ぼす影響は確かに深刻と言える。

2 - 2. 租税回避に関する先行研究

タックスヘイブンに保有資産を移転することで租税回避を試みる資産家の存在が先進国を中心に問題視されているが、同様に法人においても法人税を最小化する経営行動が散見される（Lanis and Richardson [2012, p.87]）という。しかしながらわが国では Google や Amazon など所謂 GAFA と呼ばれるような悪辣な租税回避に傾注する企業の存在は明らかになっていない。また世界的に租税回避が社会全体から批判されながらも支持を得ているのは投資家に利益をもたらすとの見解に依るのであり、Desai and Dharmapala [2009, p. 537] は租税負担の最小化は CG の一部として投資家の支持を得やすいと言う。その様な問題意識から企業の租税負担率と企業パフォーマンスや CG 構成、ESG 経営への姿勢などの間にいかなる関係があるのかについていくつもの研究例がある。

Desai and Dharmapala [2009, p. 539] は1993年から2001年まで862社のデータを元に租税回避が企業価値に及ぼす影響を OLS 推定した。分析対象を機関投資家比率の高い群と低い群に2分したが、この分類の含意は前者に

わが国銀行業の租税負担率に及ぼす財務的要因とコーポレート・ガバナンスの影響
堅固な CG を仮定し、逆に後者には脆弱な CG 状態を想定している。その上で機関投資家比率が高い群では税引前利益と課税所得の差である BT (Book Tax Difference) がトービン Q に対し、10%水準の統計的な有意性を伴ってポジティブに影響を及ぼすと結論している (Desai and Dharmapala [2009, pp. 541-542])。つまり当期純利益と申告所得が乖離する状態を租税回避行動の表出とすれば、その状態が強まる程、投資家は好感することを示しており、換言すると租税回避行動は CG が強固な企業に企業価値の向上をもたらすと結論した。

次に投資家の直接的な反応として株価暴落との関係を検証した研究に注目する。Kim et al. [2011, pp. 643-644] は租税回避を行う企業が外部のモニタリングが有効か否かで株価暴落の程度が異なると仮定し、検証を試みている。その分析に依れば米国企業の各週の株価収益率を1995年から2008年まで収集し、一会計期間に1度以上の株価暴落が観察される企業に1を与えるロジット回帰分析を実施した。この被説明変数に対し、租税回避を捕捉する3つの説明変数を投入したが、まず Wilson [2009, p. 982] の租税回避予測モデルにおける指標に注目し、SHELTER¹が投入され、次に Dyreng et al. [2008, p. 67] に依る長期実効税率²が投入された。そして最後に会計利益と課税所得の総差異である BTDFACTOR³が投入されている。分析の結果、アナリストの数と SHELTER の交差項と機関投資家比率と SHELTER の交差項は、被説明変数との間に強い負の関係性を有するとした。つまり強力な外部モニタリングが実現する場合の租税回避行動であれば、株価暴落の程度が弱められると指摘する。

この様に租税負担率の多寡を検証する先行研究では、その大半で分析結果に租税回避が認められるか否かが問題意識となっている。例えば Lanis and Richrdson [2012, p. 105] はオーストラリア企業408社を対象として企業の CSR に関連する情報の開示行動と租税回避の関係を検証した。分析結果から CSR の開示水準と租税回避の水準には負の関係性が認められ、企業内容

¹ SHELTER の定義は Wilson [2009, p. 987] に詳しい。

² 長期実効税率の定義は Dyreng et al. [2008, p. 67] に詳しい。

³ BTDFACTOR の定義は Kim et al. [2011, p. 646] に詳しい。

の開示を丁寧に行う企業は租税回避を行わない傾向があったとした。

また先述した Desai and Dharmapala [2009] の所見に従えば、納税を単なるビジネスコストと認識しがちであるが、納税はそもそも国民の義務であり、国家への還元であり、社会資本の拡充のための原資と捉えれば、積極的な CSR 活動を行う企業は租税負担率が高い可能性がある。同様の観点で Hoi et al. [2013, p. 2033] も米国企業2,620社を対象として CSR と租税回避行動について分析している。結果として CG や雇用関係、地域社会、環境等を損なう企業ほど租税回避に傾斜する可能性が高いことを示すに至った。

最後に租税回避と企業のサステナビリティの関係を解明した研究にも注目してみる。大鹿 [2018, pp. 1 - 4] に依れば平成7年以降20年に渡り、世界58か国の全上場企業の実効税率を算出し、法定税率との差を計量した。国毎に両比率の差について中央値を算定した結果、約3分の2の国が負値であるとし、多くの国において長年にわたり租税回避が横行していると指摘する。さらに大鹿 [2018, pp. 5 - 6] は昭和41年以前に設立された企業が平成27年時点で引き続き株式市場に上場しているか否かについて昭和60年時点の実効税率などを説明変数とするロジット分析を試みた。その結果、実効税率の回帰係数が統計的な有意性を伴ってポジティブであることから、実効税率が高い場合に50年の長きに渡る企業生命を獲得したと言う。この分析結果の含意は租税負担率の高い企業ほど長期生存企業であるという事である。

3. リサーチデザイン

3 - 1. 分析対象企業の選定と分析対象期間

本研究においては分析対象を銀行業に限定し、租税負担率の変化を検証する。その際、前節までに検討した通り、ETR は単年度における分析では還付や追徴による変動が大きいために複数年度で分析するのが妥当との見解に至っている。また銀行業と言えば、実証分析において多業種による分析から排除されることが多いが、このことについて松田・白田 [2012, p. 162] に依れば金融業は「金融機関持株割合などの分析において有意な分析が難しくなること、一般的にも金融・保険業は業務の特殊性から他業種との財務数値

わが国銀行業の租税負担率に及ぼす財務的要因とコーポレート・ガバナンスの影響の比較可能性が低いこと、公的な企業統計調査（例：財務省法人企業統計調査）等からも除外されるのが普通であること」を特色として挙げている。この様に他の業種との類似性が認められ難いために業種間では比較可能性が低い、業種内では規制産業という性質から業態が大同小異であり、サンプル構成企業が均質であると考えられる。つまり同一の業種に属しながら業態が多様となる場合、必要とされる経営知識や人材、そして財務状態までもが多様化してしまい、租税負担率の多寡に複雑な影響を及ぼすことになるかも知れないが銀行業にはその心配は少ない。

加えて銀行が円滑な企業金融の担い手として監督官庁から多くの規制を受けることから、銀行のCGの特殊性について次の様な指摘がある。つまり「一般の企業のガバナンスと銀行のガバナンスの最大の違いは、後者における監督当局の果たす役割」と言え、「銀行に対して監督当局のガバナンスが求められる根拠として、一つには、預金者という多数の小口債権者のエージェント（代理人）としての役割が挙げられる」と言う。そして「監督当局が銀行と預金者の間にある情報の非対称性を緩和することにより、効率的な金融仲介が行われる」と考えられている。しかしながら「監督当局による規律付けを除けば、銀行の民間企業としてのガバナンスという点において、基本的に一般の企業と異なるところはない」とされ、「競争による規律、内部的規律、市場からの規律」に加え、「預金者による規律や銀行間市場における規律が、ときに重要な役割を果たす」と言う（植村・渡辺 [2006, p.13]）。本研究はその様な分析対象の特性を踏まえ、各行間の租税負担の差を検証する。

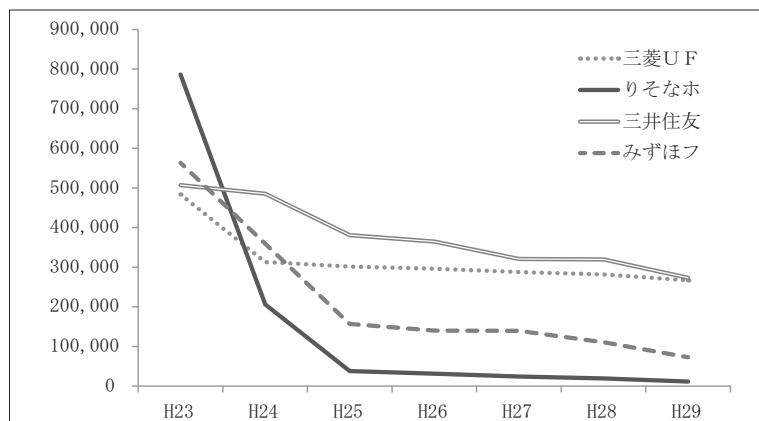
さて、実際のサンプリングであるが、複数年度を観察する必要から平成23年度から同29年度の有価証券報告書総覧記載の財務データをプロネクサスが提供する eol のサービスを利用して収集した後、同年度のガバナンスデータを日経メディアマーケティングが提供する Cges から抽出し、接続している。その他に分析対象期間となる平成23年以降の7年間に発生した税制改正を始めとするイベントについても言及しておく必要がある。本研究では分析対象となる期間から外れるが、平成20年9月にリーマン・ショックが発生し、同23年3月に東日本大震災が発生している。このため震災が発生した翌事業年度以降7事業年が対象となる。そして平成24年度から開始される法人税率

の軽減によって30%であった法人税率が同28年度には23.4%へと低下した。この他、平成24年度から安倍晋三内閣によるアベノミクスによって景気が上向き、これらの影響から銀行の業績回復が期待されていた。

3-2. 繰越欠損金活用の実態

(図表1)は都銀四行(みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行)の繰越欠損金残高の推移について分析期間となる7事業年度に渡って表しており、縦軸の単位は百万円である。りそなホールディングスとみずほフィナンシャルグループは平成25年度までに急激に繰越欠損金の残高を減少させており、利益伸長の勢いを想起させる。繰越欠損金の活用の実際は、企業経営者によって損金算入する繰越欠損金の金額を各事業年度において任意に設定できるわけではなく、機械的に計上されていく。しかも経営者の判断と言うよりも財務諸表を作成する税理士などの実務家による判断で行われる任意的税務調整であり、仮に繰越欠損金の活用をせず、納税した後に繰越欠損金の活用を行う場合、過年度の納税額に修正が及ぶことから、繰越欠損金を活用しない理由は見つけにくい。加えて更正の期限である5年までしか遡れないという制限を踏まえても、顧問税理士は納税者に損害を与えないために繰越欠損金の控除が可能な状況にあれば須く繰越欠損金を活用する筈である。

(図表1) 都銀四行の繰越欠損金残高の推移



わが国銀行業の租税負担率に及ぼす財務的要因とコーポレート・ガバナンスの影響

因みに分析対象となった都銀四行は中小法人等に該当しないため、平成23年度税制改正にて各事業年度における繰越欠損金の控除に限度額が設定され、例えば平成24年度から同27年度までに開始する事業年度では控除前の所得金額の100分の80が限度額となった。以後、順次控除限度額が引き下げられており、繰越欠損金の残高が急激にゼロになるわけではないことも付言しておく必要がある。このことが重要なのは繰越欠損金を活用する企業の法人所得が上記の場合では20%分残るため、その20%に対して課税される結果、僅かばかりの法人税額が計上される傾向を示すだろう。従って繰越欠損金を活用する企業であっても相対的に低い租税負担率となり、わが国においてはDyrenge et al. [2008] が指摘する様な低い租税負担率が持続する企業が散見されるとの知見を支持することとなる。

4. 分析の準備と結果

4-1. データと分析モデル

本研究では租税負担率を表す ETR に注目し、当該数値が財務数値と CG 変数のそれぞれからいかなる影響を受けて決定されるのかを 7 事業年分のパ

(図表 2) 分析対象データの基本統計量

	略 称	定 義	度数	平均値	標準偏差	最小値	四分位			最大値
							第1	第2	第3	
被説明変数: 調整ETR										
財務 数 値 群	有証割合	有価証券/総資産	392	0.3456	0.12235	0.00	0.2914	0.3592	0.4091	1.00
	償資割合	償却資産/有形固定資産	392	0.2768	0.08264	0.03	0.2239	0.2751	0.3279	0.61
	Ln預金	預金者による預金計上額の自然対数変換値	392	0.3893	0.10861	0.11	0.3115	0.3710	0.4489	0.84
	睡眠dummy	睡眠預金引当金有りに1を与えるダミー変数	392	15.1018	1.13221	12.69	14.4899	14.8985	15.4821	18.96
	EBITDAマージン比率	(EBITDA/売上高等)*100	392	0.9439	0.23045	0	1	1	1	1
	欠損金dummy	繰越欠損金を有する企業年に1	392	0.2573	0.07714	0.07	0.2008	0.2512	0.3083	0.48
	Q	株式時価総額+負債合計/総資産	392	0.4133	0.49305	0.00	0.0000	0.0000	1.0000	1.00
	SA_ratio	売上高/総資産	392	0.0000	0.49305	0.00	0.0000	0.0000	1.0000	1.00
CG 変 数 群	DASS	負債合計/総資産*100	392	0.4133	0.49305	0.00	0.0000	0.0000	1.0000	1.00
	Ln常務数	常務相当以上人数の自然対数変換値	392	94.2140	1.38077	88.08	93.4850	94.3300	95.1000	97.20
	EBRD_NUM	取締役会人数/Ln総資産	392	1.7071	0.39118	0.00	1.6094	1.7918	1.9459	2.30
	BRD_AGMX	最も高齢の取締役の年齢	392	0.7212	0.18482	0.27	0.5804	0.6896	0.8427	1.27
	BRD_AMIN	最も若い取締役の年齢	392	71.7015	4.97104	58	68	72	75	87
	指名dummy	指名委員会設置会社に1を与えるダミー変数	392	53.3061	4.15409	33	52	54	56	61
	ID_NUM	社外取締役人数	392	0.0689	0.25357	0	0	0	0	1
	ADT_NUM	監査役人数	392	2.2041	1.68465	0	1	2	3	8
内的 規制	IADT_NUM	社外監査役数	392	3.6939	1.79176	0	4	4	5	6
			392	2.2143	1.13534	0	2	3	3	5

ネルデータから解明する目的があり、分析対象となるデータを踏まえてモデルを決定する。ETRを被説明変数とする分析モデルにおいて説明変数は(図表2)が示す通り、大別して6つの財務数値と11のCG変数に求めることとする。平成23年度以降の7事業年度に渡って全ての変数に欠損値がない56行のデータを踏まえる。

4-2. 財務数値群の説明変数

財務数値群に分類される説明変数として総資産に占める有価証券の割合(有証割合)と有形固定資産に占める償却資産の割合(償資割合)は銀行の投資のあり方と租税負担率の関係を観察する目的がある。(図表2)より、それぞれの割合について最大値が61%並びに84%となる極端な事例も含むが標準偏差を顧み限り、分布に問題がないと考えた。

ところで銀行の株式時価総額を決定する要因を探究した植村・渡辺[2006, p.10, 15]は本研究に関連する先行研究の1つであるが、それに依ると銀行の規模を示す変数や収益性を表す変数をコントロール変数として投入しつつ、株主構成やカバナンスが株式時価総額に及ぼす影響を検証した。そして規模変数の重要性については「銀行業においては、規模が大きくなることによって、経費の削減や収益の拡大が実現されるという、『規模の経済性』が働く可能性が指摘されている」ため預金残高に注目した。本研究において3つ目の財務数値による説明変数としてLn 預金を投入するが、銀行業は他の業種と異なり、預金者によって規律が与えられる側面もあるため、当該指標はコントロール変数であると共にCG変数としての性質も含意していると言えるかも知れない。

財務数値群に区分される4つ目の説明変数として睡眠預金引当の計上は銀行業に特徴的であり、当該引当金の繰入は法人課税上は損金不算入である。睡眠預金引当金を計上しない銀行も散見されるため、計上額の正規化を目的に自然対数変換を試みると欠損値が多く発生してしまう。そのため計上行のみに1を与えるダミー変数として投入している。但し、当該引当金は確率的に発生するとすれば、小規模行では発生額が僅少となり、財務諸表上の表示も金額の重要性から形式上、ゼロ計上となる銀行も存在しただろう。その様

わが国銀行業の租税負担率に及ぼす財務的要因とコーポレート・ガバナンスの影響に観てくるとこのダミー変数は小規模行か否かの含意がある。

5つ目の説明変数として投入するのは EBITDA マージン比率であり、当該比率を用いる意義は銀行業では装置産業の様に償却資産の計上が多いとは考えられず、また預金者への金利も各行によって差が生じる訳でもないという特殊性から採用している。そもそも EBITDA マージン比率は減価償却や支払利息の要因を度外視することで一般的には比較する企業同士で生じる差異を減少させた利益指標であるが、銀行という業種柄、そもそもそれらの要因に差がない可能性もある。但し、この様な想定にあっても仮に償却資産を多数擁する銀行が存在する場合を考え、上述した償資割合を説明変数として補完的に投入している。

最後に繰越欠損金残高の有無を示す変数として欠損金 dummy を投入する。(図表 2) が示す通り、約 59% に繰越欠損金の残高が存在しない。当該変数の様にダミー変数とせず、連続数値を説明変数としてモデルに投入すると標準偏差が大きい問題があり、また他方で残高がゼロであるために自然対数変換を試みると欠損値多数となる。これらの理由から繰越欠損金についてその存在の有無をダミー変数として処置し、分析を行うこととした。

4 - 3. CG 変数群の説明変数

4 - 3 - 1. 租税負担の多寡に影響を及ぼす外的規制による要因

本研究では租税負担率の多寡を決定づける CG 変数群として外的規制による要因の他に内的要因、そして内的規制による要因の 3 つに区分する。そのうち外的規制要因としてトービン Q と SARatio そして DASS に注目し、投資家や株主、そして債権者との緊張関係が租税負担率にいかなる影響を及ぼすかに注目する。一般的に企業が多様なステークホルダーによって監視の目に曝されているとすれば、Q は株式時価総額が算定要素として含まれていることから当該指標は投資家による評価を示すと解釈出来る。

同様に SARatio は Ang et al. [2000, pp. 85-86] によればエージェンシーコストを測定する方法の 1 つであり、資産活用率 (SA Ratio : Sale to Asset Ratio) と認識されている。それに依れば経営者は投資判断を誤り、非生産的な資産へ過剰投資を行うことによってエージェンシーコストが上昇すると

考えており、SA Ratio は経営者が企業の資産を効率的に活用できているか否かを測る指標となる。このため資産活用率が下降することでエージェンシーコストは高くなると解釈されている。従って租税負担率の多寡との関係ではエージェンシーコストが下降すると利益が増加し、租税負担率が高まると考えられるため、ETR と SA Ratio の間には正の関係を期待する。

最後に DASS は所謂負債比率であり、一般的に外部からの規律を表しているが、銀行の負債比率は預金者による預金計上額がその大半となるであろうから、実質的に預金者に依る規律がいかなる程度効いているのかを表すと言える。また銀行業において負債の増加は預金者からの預金総額が増加することを意味しており、その預金額の増加は銀行における運用の元手となるため、金融業以外の業種では負債比率の上昇が即、悲観的な財政状態を表すと認識されるが、本研究が分析対象とする銀行では異なる解釈が必要と考える。

4-3-2. 租税負担の多寡に影響を及ぼす内的要因

本節においては前節や次節においてモデル式に投入を検討する CG の規制要因ではなく、機関設計上、各々の企業に自由裁量となる CG 要因について注目する。具体的には取締役会における常務相当以上の人数を自然対数にて変換した指標 (Ln 常務数) や取締役会の人数を総資産にて除した指標 (EBRD_NUM) の他、取締役会の最高年齢 (BRD_AGMX) 並びに最少年齢 (BRD_AMIN) を投入する。Ln 常務数についてはこの指標が小さいと権力集中を表し、逆に大きくなると権力分散すると解釈した。但し、規模の小さい企業にて常務相当数の役員が少ない場合を権力集中にあると誤認する可能性もあるために規模調整した EBRD_NUM も同時投入している。

取締役会における権力集中に関する論点提供について例えば CG の特性と財務上の虚偽表示の関係性を検証した 2 つの先行研究から着想を得ている。そのうちの 1 つである Abbott, et al [2000] に依れば「会計不正によって SEC から制裁を受けた会社では CG が集中化しつつ、会長と CEO の兼務事例が多く発生している」という。また会計不正を起こした事例の権力集中に関するいま 1 つの検証例として Roden et al [2016, pp.85-87] の分析に依れば「取締役会会長が CEO 又は社長のような管理職を兼任する場合」は「2 つの

わが国銀行業の租税負担率に及ぼす財務的要因とコーポレート・ガバナンスの影響
職位間の潜在的な利益相反によって会計不正を行う関係性が認められる」としている。これらの先行研究成果を踏まえると、権力集中が会計不正を発生させる要因となっていることから、同様に権力集中が租税回避を企て、租税負担を低減させると考えられる。この様な理論的想定から常務相当以上の役員数が減少すると権力が集中すると考え、租税負担率も下降すると考える。したがってLn 常務数は租税負担率との間に正の関係性を示すと期待する。

また増田 [2015, p. 14] は「取締役の人数が多い場合には、取締役間のコミュニケーション不足や能率の悪化により、モニタリングを適切に行うことができない」とし、会計不正の原因になりうると指摘する。この所見に従えば取締役が租税負担削減についてコミュニケーション不足から余計な納税を看過し、税務戦略検討上の能率悪化が取締役会の大規模化によってもたらされる可能性がある。従って取締役会規模を表す EBRD_NUM と租税負担の軽重は正の関係性を示すと期待される。

最後に租税負担率の多寡を決定する CG の内的要因として注目するのは取締役会の最高年齢と最少年齢である。最少年取締役がより一層若年化することとは何を意味するのかについて統一的な解釈を示すことは難しいと思われる。組織の多様性を示す可能性がある一方で、最少年齢の取締役が他を圧倒するほどの逸材であることを示す可能性もある。しかしながら若い取締役の参加によって難題が次々と片付く様なわかりやすい貢献が頻回に認められるのかは疑問である。逆に若い取締役に期待されるのは長幼の序を重んじることであり、そのことで古株の取締役は激変を回避し、成長率は低くても安定した組織を求める可能性もある。最年少や最高齢の取締役の年齢という説明変数の投入意義について直接的に論じたわけではないが、取締役会における性別多様性が CG に好影響を及ぼすか否かを検証した Adams and Ferreira [2009, p. 298] に依ると「新たに任命された男性取締役は少なくとも最初の段階で好印象を与えようと先輩取締役よりも委員会への出席率が高くなる可能性がある」との仮説の検証を試みた。分析の結果、実際に新任取締役は先輩取締役よりも出席率が高い結果が導出されているが、この結果からより若い最年少取締役が存在する場合、長期間に渡り緊張状態が保たれ、勤勉となる可能性がある。

4-3-3. 租税負担の多寡に影響を及ぼす内的規制要因

本節ではCG変数群のうち内的規制として機関設計上の違いを観ていくこととする。本研究はCGと租税負担の関係を検証する目的があるが、類似する観点からCGと会計不正の関係を明らかにした研究に柴野〔2017〕があり、当該研究の分析の着眼点に学ぶことにする。それに依れば会計不正は機会・動機・正当化という3つの要因（不正のトライアングル）によって発生するとして検証を試みているが、とりわけ会計不正の発生へと至る機会要因に強い関心を示している。本研究も同様に租税負担の削減行動が機会的要因に依存する可能性を検証する。柴野〔2017, p. 96〕は会計不正の発生に社外取締役比率の多寡や指名委員会等設置会社等であるか否かの影響力が大きいと予想している。その理由として「近年のコーポレートガバナンス制度は、社外取締役の導入や指名委員会等設置会社等の設置により、取締役会の監督機能を外形的に担保する『独立性アプローチ』を用いている」との指摘があり、その中でも「社外取締役は内部出身の取締役に比較して独立性が高いことから、コーポレートガバナンスとして有効に機能することが期待される」と考えることができる。またAbbott, et al〔2000, p. 57〕は「監査委員会の独立性と活動量が高いことで積極的な財務報告を行い、不正防止に貢献するという証拠がある」とし、その手段として内部監査機能と社外監査役の存在に注目している⁴。この様な知見を踏まえると、租税負担の減少は不正会計を発生させる背景と同根と考えられる。つまり社外取締役人数や社外監査役人数の増加に依って租税負担を削減する傾向が後退し、納税額が多くなると考える。

この様にカバナンスの低下が不正を発生させ、租税負担率を減少させると考えれば、指名委員会設置会社に1を与えるダミー変数（指委 dummy）と租税負担率の間に正の関係性を期待することとなる。同様に社外取締役人数⁵

⁴ 尤もAbbott, et al〔2000, p. 59〕に依れば監査委員会の活動量について「大部分の企業は監査委員会を擁するが、ほとんどが活動していないか、自社の出身者が含まれている」とし、理論上の想定と実態が乖離している点についても指摘している。

⁵ 本研究における分析対象企業について平成23年度から7事業年度を対象としているため、この間、平成26年の会社法改正があり、公開会社は監査役会設置会社、指名委員会等設置

わが国銀行業の租税負担率に及ぼす財務的要因とコーポレート・ガバナンスの影響 (ID_NUM) や監査役人数 (ADT_NUM), そして社外監査役人数 (IADT_NUM) についても ETR との間には正の関係性を期待する。

4 - 4. パネル分析のための予備的検証と変数間の相関, そして分析モデル

本研究におけるパネルデータ分析では, 年度に固定効果を設定するため, 年度と説明変数に交互作用が無いことを確認する必要がある。そこで共分散分析のための予備的検証として平行性の検定を行う。この場合の平行性の検定とは固定効果を年度におくため, 複数年度の回帰直線の傾きが同じであることを検定する方法である。この検定では帰無仮説「年度と説明変数の間に交互作用が無い」を棄却してはならない。このような観点から行われた平行性の検定結果を示すと (図表 3) の通りとなり, 全ての変数と年度の交差項について有意性を獲得することなく, 交互作用が認められなかった。

次に (図表 4) より説明変数の相関を観ることとする。内部的規律に該当する 4 つの変数, つまり指委 dummy と ID_NUM, そして ADT_NUM や IADT_NUM の間に 0.5 を超える相関関係を認めるため, これらを交互投入する分析モデルを用いることとする。

5. 分析とその結果

本節においては ETR の多寡を決定する要因を検証した結果を示す。まず財務数値が租税負担率に及ぼす要因としては 3 つの発見事項があり, 1 つ目に有価証券が総資産に占める割合が大きくなれば租税負担率が減少することが 5 % から 10 % 水準有意で示されている。次に睡眠預金引当金を計上する銀行においては租税負担率が増加し, 3 つ目として欠損金を計上する企業においては租税負担率が減少する傾向を 1 % から 5 % 水準有意で観察している。

会社, 監査等委員会設置会社を選択することとなった。但し, Yanagida [2020, p. 7] に依れば平成 27 年の CG コードの改正によって社外取締役比率が 8.8 % 向上したとの分析結果を Difference in Differences を用いて導き出している。この結果が示す通り, 会社法や CG コードの改正を境にして統計的に有意に社外取締役人数が増加しているため, 分析対象機関の後半 3 年において社外取締役人数が増加した可能性がある。

(図表3) 平行性の検定結果

		R2乗 = 0.563 調整済R2乗 = 0.340	
		F 値	有意確率
修正モデル		2.524	0.000
切片		6.274	0.013
年度		2.213	0.042
財務 数 値 群	有証割合	2.154	0.143
	償資割合	0.264	0.608
	Ln貸倒引当金	0.002	0.962
	Ln預金	0.226	0.635
	睡眠dummy	3.426	0.065
	EBITDAマージン比率	0.122	0.727
	欠損金dummy	14.185	0.000
CG 変 数 群	Q	1.261	0.263
	SARATIO	0.421	0.517
	DASS	3.690	0.056
	LN常務数	4.437	0.036
	EBRD_NUM	3.216	0.074
	BRD_AGMX	7.785	0.006
	BRD_AMIN	15.978	0.000
	指委ダミ	5.425	0.021
	ID_NUM	3.347	0.068
	ADT_NUM	4.063	0.045
	IADT_NUM	0.024	0.877
財務 数 値 群	年度 * 有証割合	0.860	0.525
	年度 * 償資割合	0.693	0.656
	年度 * LN貸引	0.769	0.595
	年度 * LN預金	0.719	0.635
	年度 * 睡眠ダミ	1.413	0.210
	年度 * EBITDAマ比率	1.725	0.115
	年度 * 欠損金ダミ	1.001	0.425
CG 変 数 群	年度 * Q	0.393	0.883
	年度 * SARATIO	1.646	0.135
	年度 * DASS	1.458	0.193
	年度 * Ln常務数	1.031	0.405
	年度 * EBRD_NUM	0.275	0.948
	年度 * BRD_AGMX	1.155	0.331
	年度 * BRD_AMIN	1.762	0.107
	年度 * 指委ダミ	1.571	0.156
	年度 * ID_NUM	0.908	0.490
	年度 * ADT_NUM	1.096	0.365
	年度 * IADT_NUM	0.533	0.783

わが国銀行業の租税負担率に及ぼす財務的要因とコーポレート・ガバナンスの影響

(図表 4) 変数間の相関係数表

Pearson の相関係数	有価 証券 割合	償資 割合	Ln 預金	睡眠 ダミー	EBITDA マ	欠損金 ダミー	Q	Ln 常務数	SA ratio	DASS	EBRD_ NUM	BRD_ AGMX	BRD_ AMIN	指委 ダミー	ID_NUM	ADT_ NUM	IADT_ NUM
有価証券 割合	1																
償却資産 割合	-0.129 0.010	1															
Ln預金	-0.173 0.001	0.364 0.000	1														
睡眠預金引 当金ダミー	0.118 0.019	-0.163 0.001	-0.401 0.000	1													
EBITDAマ ー	-0.080 0.113	0.219 0.000	0.388 0.000	-0.266 0.000	1												
欠損金ダ ミー	-0.090 0.076	0.024 0.634	0.173 0.001	-0.291 0.000	-0.056 0.266	1											
Q	-0.400 0.000	0.238 0.000	0.268 0.000	-0.257 0.000	0.328 0.000	0.073 0.150	1										
Ln常務数	0.155 0.002	-0.053 0.296	-0.012 0.805	0.335 0.000	0.042 0.404	-0.429 0.000	-0.019 0.711	1									
SA ratio	-0.322 0.000	0.202 0.000	-0.072 0.153	-0.122 0.015	-0.030 0.556	0.173 0.001	0.364 0.000	-0.185 0.000	1								
DASS	-0.170 0.001	-0.194 0.000	0.019 0.706	0.130 0.010	-0.408 0.000	0.150 0.003	0.173 0.001	-0.123 0.015	-0.217 0.000	1							
EBRD_NUM	0.238 0.000	-0.060 0.236	0.020 0.698	0.100 0.048	-0.058 0.253	-0.215 0.000	-0.056 0.271	0.413 0.000	-0.288 0.000	0.020 0.698	1						
BRD_AGMX	0.054 0.287	0.129 0.010	0.331 0.000	-0.151 0.003	0.156 0.002	0.107 0.035	-0.005 0.916	-0.062 0.223	-0.205 0.000	-0.107 0.034	0.112 0.026	1					
BRD_AMIN	-0.081 0.108	-0.090 0.076	-0.042 0.406	0.079 0.116	-0.041 0.422	-0.187 0.000	-0.022 0.663	0.045 0.371	-0.071 0.159	0.071 0.162	-0.026 0.611	0.151 0.003	1				
指委ダミー	-0.105 0.038	0.056 0.273	0.497 0.000	-0.415 0.000	0.062 0.217	0.201 0.000	0.105 0.038	-0.286 0.000	-0.063 0.214	0.189 0.000	-0.076 0.134	0.260 0.000	-0.025 0.623	1			
ID_NUM	-0.164 0.001	0.331 0.000	0.464 0.000	-0.418 0.000	0.192 0.000	0.141 0.005	0.102 0.044	-0.233 0.000	-0.117 0.020	-0.062 0.218	0.155 0.002	0.344 0.000	-0.107 0.035	0.500 0.000	1		
ADT_NUM	0.005 0.929	0.026 0.612	-0.193 0.000	0.243 0.000	0.011 0.824	-0.108 0.032	0.066 0.190	0.260 0.000	0.222 0.116	-0.080 0.000	-0.210 0.000	-0.218 0.000	-0.063 0.213	-0.561 0.000	-0.670 0.000	1	
IADT_NUM	-0.010 0.850	0.002 0.972	-0.241 0.000	0.212 0.000	-0.045 0.372	-0.095 0.061	0.096 0.058	0.234 0.000	0.255 0.000	-0.040 0.428	-0.215 0.000	-0.219 0.000	-0.049 0.331	-0.531 0.000	-0.623 0.000	0.953 0.000	1

それぞれの発見順に言及すると、有価証券の保有割合についてであるが、保有する多くの有価証券で受取配当等の益金不算入となる様子を看取したことになる。次に睡眠預金引当金の計上と ETR の関係性は正の関係性にあるため、睡眠預金引当金がある銀行の租税負担率が高い。睡眠預金引当金が一時差異の損金不算入となることを踏まえると、重要な含意とは、同引当金を計上する一定以上の大規模行ほど租税負担率が高い状態が推察されることにある。そして3つ目の財務数値による要因として欠損金ダミーを投入したが、分析結果は繰越欠損金残高を有する銀行の租税負担率は低いという結果である。想定範囲内ではあるが、当然予想される結果が示されたという点では本研究における分析モデルが荒唐無稽ではないと言うことを示す意味で有益な結果である。

CG 変数の中で外的要因となる DASS について4つのモデルのうち2つのモデルで10%水準有意を示す結果が得られたのみである。またCG 変数のうち内的要因については常務相当役員の数が減少し、取締役会の規模が小さくなり、最少年齢の取締役が高齢化することで租税負担率が減少する傾向を示

(図表5) ETR に影響を及ぼす要因の分析結果

従属変数: ETR	B	t 値	有意 確率	B	t 値	有意 確率	B	t 値	有意 確率	B	t 値	有意 確率
切片	-1.289	-2.264	0.024	-1.347	-2.435	0.015	-1.193	-2.128	0.034	-1.198	-2.143	0.033
有価割合	-0.156	-1.990	0.047	-0.175	-2.251	0.025	-0.160	-2.040	0.042	-0.161	-2.047	0.041
償資割合	-0.055	-0.981	0.327	-0.012	-0.221	0.825	-0.047	-0.841	0.401	-0.045	-0.802	0.423
Ln預金	-0.005	-0.769	0.442	-0.001	-0.179	0.858	-0.008	-1.223	0.222	-0.008	-1.316	0.189
睡眠D	0.083	2.814	0.005	0.059	1.987	0.048	0.090	3.128	0.002	0.091	3.173	0.002
EBITDAマ	0.045	0.427	0.670	0.047	0.447	0.655	0.051	0.476	0.634	0.048	0.447	0.655
欠損金D	-0.035	-2.742	0.006	-0.033	-2.636	0.009	-0.035	-2.688	0.008	-0.035	-2.705	0.007
Q	0.588	1.126	0.261	0.628	1.220	0.223	0.615	1.178	0.240	0.634	1.213	0.226
SARatio	-2.631	-1.282	0.201	-2.423	-1.198	0.232	-2.723	-1.328	0.185	-2.642	-1.287	0.199
DASS	0.011	1.750	0.081	0.011	1.830	0.068	0.010	1.617	0.107	0.010	1.619	0.106
Ln常務数	0.042	2.377	0.018	0.031	1.772	0.077	0.046	2.510	0.012	0.049	2.652	0.008
EBRD_NUM	0.094	2.823	0.005	0.128	3.722	0.000	0.093	2.647	0.008	0.088	2.507	0.013
BRD_AGMX	0.002	1.579	0.115	0.002	1.907	0.057	0.002	1.483	0.139	0.002	1.493	0.136
BRD_AMIN	-0.003	-2.361	0.019	-0.004	-2.789	0.006	-0.003	-2.343	0.020	-0.003	-2.381	0.018
指名委員会D	-0.022	-0.789	0.431									
ID_NUM				-0.017	-3.269	0.001						
ADT_NUM							-0.001	-0.264	0.792			
IADT_NUM										-0.004	-0.731	0.465
[年度=2011]	0.082	3.689	0.000	0.043	1.714	0.087	0.086	3.729	0.000	0.088	3.860	0.000
[年度=2012]	0.164	7.666	0.000	0.128	5.323	0.000	0.167	7.546	0.000	0.170	7.711	0.000
[年度=2013]	0.057	2.669	0.008	0.026	1.140	0.255	0.060	2.691	0.007	0.062	2.814	0.005
[年度=2014]	0.086	4.090	0.000	0.070	3.262	0.001	0.087	4.056	0.000	0.089	4.156	0.000
[年度=2015]	0.086	4.186	0.000	0.079	3.833	0.000	0.088	4.215	0.000	0.089	4.290	0.000
[年度=2016]	0.050	2.515	0.012	0.044	2.245	0.025	0.050	2.530	0.012	0.051	2.558	0.011
[年度=2017]	0			0			0			0		

している。この他、内的規制要因についてはID_NUMが増加すればETRが減少するという関係性を示し、社外取締役人数の増加が租税負担率の低下をもたらす結果を示している。この含意であるが、既に言及した通り、不正会計とCGの関係性に関する検証を本研究の先行研究としているが、その中で増田 [2015, p. 27] は取締役人数、社外取締役人数や監査役人数、そして社外監査役人数が不正会計を引き起こすか否かについてロジスティック回帰分析を試みた結果、上記4つの説明変数の全てが不正会計の発生に無関係としている。そしてその解釈として「わが国では、社外取締役にアメリカのような実質的な意味での独立性が要求されておらず、また、財務情報をチェックする役割が期待されてきたわけでもない」ため、「取締役会に占める社外取締役の割合を増やしても、不正会計の防止という効果を期待できない」と解釈している。本研究の分析はCGが租税負担削減へ及ぼす影響を検証しようとしているため、増田 [2015] の研究目的とは異なり、分析結果の含意について直接的な比較は出来ない。しかしながらCGの規制要因の中で唯一、ID_NUMに統計的有意性を伴って負の関係性を認め、租税負担が決定することが明らかとなった点は、これらCG変数の有意性発見という意味で新発見と言える。

わが国銀行業の租税負担率に及ぼす財務的要因とコーポレート・ガバナンスの影響

わが国企業を分析対象とした場合、増田〔2015〕や柴野〔2017〕がそうであるように社外取締役人数や社外監査役人数、そして指名委員会等委員会設置会社等であるか否かが不正会計の発生に及ぼす影響は無いとされていた。これらの結果からわが国企業のCGとは不正会計を減らす程の効果が無いとの結論を導出することになる。従ってわが国のCGは平成26年の会社法改正によってもわかりやすい変化は生じなかったとの評価もある。しかし分析目的を不正会計から租税負担削減の発見へと転じると、社外取締役人数の増加によって租税負担の削減が確認できている。この含意を如何に解釈すべきであろうか。

社外取締役人数の増加は高度なCG構築を目的に実施されると考えられるため、CSRの意識が高く、それ故、納税意識が高いと予想される。しかしながら分析結果はその逆であり、社外取締役人数が増加すると租税負担の削減を行うことが明らかとなった。このことから分析前に描いた仮説と分析後の結果について齟齬が生じたと言える。加えて税効果を度外視したETRを租税負担率として検証した結果であることに貴重な含意があると考ええる。つまり永久差異項目によって租税負担率の多寡が決定することを示すのがETRであるから、例えば受取配当を得ることで益金不算入となる額が多い場合や交際費や寄付金、役員給与について超過額に対する否認が少ない場合が原因として挙げられるのではないか。これら法人所得を小さくする要因は租税負担削減のためというよりはむしろ高度なCGの結果としてもたらされたと考える。この様に社外取締役人数の増加が租税負担の削減に奏功するとすれば、上記の解釈の通り、別表四において永久差異の加算項目が少なく、減算項目が多いと考えれば合理的である。

6. おわりに

本研究では銀行のみを分析対象として租税負担の減少がいかなる手段によって達成されたのかを明らかにした。銀行業に限定したのはこの業界の事業形態や会計処理に際だった特殊性を認め、租税負担の減少理由の特定が容易と考えられたためである。具体的には試験研究による減税制度の採用や移

転価格税制の適用が共に無いことから、減税や追徴、そして還付の影響を概ね埒外とした。加えて銀行業には貸倒引当金を損金算入出来、睡眠預金引当金を計上する慣行や監督官庁が存在する。そして分析対象期間の設定は景気回復によって繰越欠損金が減少していく過程にあったため、租税負担の減少が経営者の意思と言うよりも、租税法規定の適用によって実現された部分が多いとの結論に至った。

わが国の実証研究を行う税務会計研究者が租税負担の低下する現象を租税回避と言わず、用心深く租税負担削減と言うのは、実際にはGAFAの様な悪辣な租税回避行動をとる企業が、わが国では一般的ではないことを踏まえている他に、実際のところ受取配当の益金不算入や繰越欠損金の活用なども含めて租税負担を減少させる地味な手段に依ることを十分に理解しているからであろう。この様に観てくると租税回避と租税負担削減を同視して双方を批判する場合も散見されるが、租税負担の減少に対して経営者を批判すべきではなく、租税法規が納税額を減少させる幾つかの節税方法を提供しており、法制として存在する以上、租税負担削減行動の研究は経営者の行動を対象とするのではなく、制度を対象とすべきかも知れない。

他方、租税負担率に及ぼすCG要因に依る影響は外的要因と内的要因、そして内的規制要因に分けて検証した。マルチデータ分析の限りではステークホルダーによる監視要因として投資家が注目するQや株主が注目するエージェンシーコスト、そして債権者の存在によって租税負担率に影響が及ぶという強い結果は導出されていない。しかし常務相当の役員数が減少し、取締役会の規模が小さくなるという集権化が起き、取締役会構成員の年齢について多様性が失われると租税負担が減少するとの結果を導出した。加えて内的規制要因として社外取締役が増加すると租税負担が減少するという結果も得られている。

上記のCG要因が租税負担率に及ぼした影響に関する解釈は2つ存在する。1つには租税負担の削減について悪意を以て解釈するならば、集権化し、取締役が高齢化することで偏り、多様性を失った組織では租税負担を削減させる動きが活発化するという解釈である。但し、この場合の解釈では租税負担を実際に減少させる方法について税務行動分析による視角から明らかになっ

わが国銀行業の租税負担率に及ぼす財務的要因とコーポレート・ガバナンスの影響
たとは言えない。これに対して租税負担削減の原因について、永久差異となる
寄付金や交際費、そして役員給与などの損金不算入を減少させることで租
税負担率の低下を達成しているとの解釈も可能である。これらの損金不算入
項目は事業への貢献が不明確であるため、CG が効くことで減少したと解釈
すべきかも知れない。これらの2つの解釈のうち後者が秀逸と考えられるの
は、租税負担減少の理由が明確となる点である。

以上の通り、分析対象となる業種を限定することで租税負担削減の方法を
絞り出した上で分析結果を解釈してきた。従来、より多くのサンプルを多業
種・他業種から分析して含意を追求した論攷が多く、それらには多くの有益
な示唆が認められた。勿論、大数の法則からするとサンプルの拡大には意味
があると思われるが、他方で具体的な租税負担の削減手段にまで踏み込んで
検証を試みた論攷は管見の限り存在しない。また従来議論では企業経営者
による租税回避の意図が必ず存在する筈との言説が支持を受けていたとの印
象がある。実はこのことについてパブリケーションバイアスが存在する可能
性を指摘しておきたい。

女性労働に関する文献レビューを行った論攷に Croson and Gneezy
[2009] があるが、それに依ればリスク選好や社会的選好、競争への反応、
そして自信過剰という観点から男女差について論じている。しかし多くの文
献を渉猟することで明らかになったのは、この研究課題に関する限り、男女
の間に性差が認められないと言うよりは寧ろ認められるとする研究論文がよ
り注目され、成果として公表されやすい傾向があり、これを publication bias
と評している点である。実は租税負担削減行動に関する研究も租税負担を減
少させる租税法規定が存在し、それを企業が合理的に活用しているとの言説
よりも、GAFA に比肩する租税回避を試みる悪辣な企業がわが国にも存在
するという言説が好まれている可能性がある。税務に関する情報が入手しに
くいというミステリアスな事情も手伝って租税負担の削減行動が広範に認め
られるとの信念が強まってゆき、負担削減の方法についての検証が劣後して
いたと思われる。この空白を埋めるためには租税法規定に明るい研究者が実
証研究を行い、また逆に実証研究を行う者が租税法規定に精通する必要がある
のだろう。

〔後記1〕この度、木戸田先生の退職記念号へお誘い頂きましたことに感謝を申し上げ、また貴学における木戸田先生の輝かしい教育・研究業績に敬意を表しつつ、ささやかながら拙稿をお届けいたします。小職が前任校である山口大学経済学部在籍している際には九州地区で開催される多くの研究会にお誘い頂き、たくさんの先生方にご紹介を頂きました。そのことは小職の後の研究生活を豊かにし、現在がありますことに重ねて感謝を申し上げます。また査読をして頂いた匿名の先生にも感謝申し上げます。

〔後記2〕本研究成果は科学研究費・基盤（C）・課題番号17K04034による支援を受けている。謝してここに記す。

【参考文献】

- Abbott, L.J., Park, Y. and S.Parker [2000] The effects of audit committee activity and independence on corporate fraud, *Managerial Finance*, Vol.26, No.11, 55-67.
- Ang, J.S., Cole, R.A. and J.W. Lin [2000] Agency Costs and Ownership Structure, *THE JOURNAL OF FINANCE*, Vol. LV, No.1, 81-106.
- Croson, R., and U. Gneezy. [2009] Gender differences in preferences. *Journal of Economic Literature*, 47(2): 448-474.
- Desai, M.A. and Dharmapala, D Corporate Tax Avoidance and Firm Value. *The Review of Economics and Statistics*, vol.91, issue 3, pp.537-546.
- Dyreng, S.D., Hanlon, M. and E.L.Maydew, [2008] Long-Run Corporate Tax Avoidance, *The Accounting Review*, Vol.83, No.1, pp.61-82.
- Dyreng, S.D., Hanlon, M. and E.L.Maydew, [2010] The Effects of Executives on Corporate Tax Avoidance. *Accounting Review*, 85, 1163-1189.
- Hoi, C. K., Wu, Q., & Zhang, H. (2013). Is corporate social responsibility (CSR) associated with tax avoidance? Evidence from irresponsible CSR activities. *The Accounting Review*, 88(6), 2025-2059.
- Kim, J. B. Li, Y. and Zhang, L. [2011] Corporate Tax Avoidance and Stock Price Risk: Firm-level Analysis. *Journal of Financial Economics*, Vol. 100(3), pp.639-662.
- Lanis, R., & Richardson, G. [2012]. Corporate social responsibility and tax aggressiveness: An empirical analysis. *Journal of Accounting and Public Policy*, 31(1), 86-108.
- Roden, D.M., Cox, S.R. and J. Kim [2016] The Fraud Triangle as a Predictor of Corporate Fraud, *Academy of Accounting and Financial Studies Journal*, 20(1), 80-92.

わが国銀行業の租税負担率に及ぼす財務的要因とコーポレート・ガバナンスの影響

Wilson, R.J. [2009] An examination of corporate tax shelter participants. *The Accounting Review* 84, 969-999.

Yanagida, T. [2020] The Effect of the 2015 Revision to the Corporate Governance Code on Japa-nese Listed Firms, *Proceedings of the 11th International Conference of The Japanese Accounting Review*, 1-14.

植村修一・渡辺善次 [2006] 「地域銀行のガバナンス－株主構成変化の含意－」 *RIETI Discussion Paper Series* 06-J-013, 1-44.

大鹿智基 [2018] 「租税回避は企業のサステナビリティを高めるか－グローバル・データを用いた実証分析－」 『商学研究科紀要』 第86巻, pp. 1 -10.

金子宏 [2016] 『租税法』 弘文堂

櫻田譲・三角創大・柳田具孝 [2019] 「銀行業の租税負担漸減に関するパネルデータ分析」 *Discussion Paper, Series B.* 168, 1 -19.

<https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/72364>

柴野良美 [2017] 「不正会計とコーポレートガバナンス－監査の視点からの実証分析－」 『商学研究科紀要』 No. 85, 87-107.

増田友樹 [2015] 「不正会計とコーポレート・ガバナンスに関する実証分析」 『同志社法學』 第67巻第3号, 1 -33.

松田千恵子・白田佳子 [2012] 「非上場化企業の特性に関する研究」 『経営情報学会 全国研究発表大会要旨集2012』, 161-164.

山下裕企 [2010] 「税負担削減行動の指標に関する一考察」 『経営総合科学』 (94), pp. 9 -30.